

様式第12の6（第2条関係）

特定計量関係取引年報

2022年度

報告の対象年度を記載

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

1. 特定計量における取引等に係る事項

（記載要領）

・記載例を参考に、届け出た電気計器の型名ごとに「製造事業者名」、「精度階級」、「取引規模」、「取引件数」を記載すること。なお、「取引規模」については同じ型名であっても異なる場合が考えられるため、「最大〇〇kW」と記載すること。（例：型名が●●—〇の電気計器について、取引規模を300kWと200kWで運用している場合は、最大300kWと記載する）

型名	製造事業者名	精度階級	取引規模（kW）	取引件数（件）
〇〇—〇〇	〇〇株式会社	n 3	最大300kW	10件
〇〇—〇	株式会社〇〇	n 4	最大200kW	5件

2. 検査主体の適切性の維持

（記載要領）

・検査主体において、適切性に関する書類の更新があった場合のみ、その内容について記載すること。

<更新があった場合（第三者機関が検査主体の場合）>

電気計器の型式承認機関である日本電気計器検定所が検査主体であり、同所において適切に検査設備が更新され、検査員の教育訓練等も行われている。

<更新があった場合（製造事業者が検査主体の場合）>

電気計器の製造事業者が検査主体であり、適切に検査設備が更新され、検査員の教育訓

練等も行われている。また、品質管理体制についても的確に運用されている。

3. 使用している電気計器の運用状況

(記載要領)

- ・届け出た方法により、「適切に電気計器の交換や使用中検査が実施されているか」及び「検査の結果、誤差及び性能が本制度の要件を満たしているか、満たしていなければ特定計量を中止したか」について記載すること。
- ・また、電気計器を一定期間使用した後にサンプル検査を行い、使用期間を延長するようなケースにおいては、そのサンプル検査の実施状況についても記載すること。

使用期間の設定方法に基づき、2032年4月に使用期間満了となる電気計器の検査を実施し、誤差が公差内に収まっていること、性能が確保されていることを確認し、さらに5年間使用することとした。

4. 苦情の件数及びその対応状況

(記載要領)

- ・業務フローごとに、それぞれ苦情があった件数及びそれに対して実施した対応策について記載すること。
- ・「苦情の内容」について、どの項目のも当てはまらないものについては「その他」欄に「苦情の内容」、「件数」及び「改善措置の内容」について記載すること。

業務フロー	苦情の内容	件数(件)	改善措置の内容
営業・契約	不適切な営業活動		事前説明内容が十分でなかったため、説明事項リストを作成し丁寧な説明を実施できるように改善を行った。
	契約内容の不満		お客さまに負担いただく内容が契約に含まれているため、その内容を過不足無く説明し、ご理解いただけるように、パンフレット内容の見直しを行った。
	クーリングオフできない		クーリングオフに関する問い合わせ先をパンフレット等に明記することとした。
	工事の不良		電気計器の設置事業者において、今回発生した内容を設置業務に関わる全職員に周知、教育を行った。

	その他（ ）		
運用・決済	計量値の不信		電気計器の精度階級や検査機関の適切性等について、パンフレット、契約書等を参照しながらより丁寧な説明を行った。
	制御の問題		通信制御により、電気計器の計量値が取引の相手方のスマートフォンにダウンロードしたアプリ経由で確認できるようにしていたところ、アプリの不具合により確認できない事象が確認されたため、原因究明を行い、同様の事象が起きないように改善した。
	誤請求		発生した原因を究明するとともに、社内の運用体制を見直し、確実な請求処理が行えるよう改善を実施した。
	その他（ ）		
サポート・解約	不誠実な問合わせ対応		問合わせ対応社員の教育研修を充実させるとともに、対応マニュアルの充実化を図った。
	技術的な不具合		不具合への対応を確実に実施できるよう製造事業者、施工事業者との連携をはかれるよう、不具合対応の体制の見直しを実施した。
	解約ができない		解約の条件や問合わせ先等の情報をHPのわかりやすい箇所に明記した。
	高額な解約手数料		他社の解約手数料等を踏まえ、適切な手数料へと見直しを行い、減額を行った。
	その他（ ）		
その他			

5. 電気計器等の異常（故障等）の件数及びその対応状況

（記載要領）

・電気計器の異常（故障等）の件数及びそれに対してどういった改善措置を行ったのかについて記載すること。

件数（件）	改善措置の内容
5件	① パワコンの計量機能の故障により、適切に計量できていなかった（3件）

	<p>⇒パワコンの計量機能に係る回路基板を取り替えるとともに、その計量機能が特定計量の要件を満たしていることを確認した。</p> <p>② 需要家が故意でパワコンの物理的な封印を解除してしまい、計量機能に疑義が生じた（2件）</p> <p>⇒当該パワコンメーカーにて計量機能の確認を実施し再度物理的な封印を行うとともに、届出者と需要家との間で故意に封印を解除しないようにするために、契約書の中で罰則規定を設けることとした。</p>
--	---

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。